

データ戦略推進ワーキンググループの開催について

〔 令 和 3 年 9 月 6 日 〕
〔 デジタル社会推進会議議長決定 〕

- 1 デジタル社会推進会議令（令和3年政令第193号）第4条の規定に基づき、デジタル社会の形成に資するデータ戦略を推進するため、データ戦略推進ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。
- 2 ワーキンググループは、内閣総理大臣補佐官（国土強靭化及び復興等の社会資本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策その他特命事項担当）を主査とし、構成員は主査が指名する者をもって構成する。ただし、主査は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。
- 3 ワーキンググループの庶務は、関係行政機関の協力を得て、デジタル庁（デジタル社会共通機能グループ）及び内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。

データ戦略推進ワーキンググループ構成員

砂金 信一郎	LINE株式会社執行役員AIカンパニーカンパニーCEO
遠藤 信博	一般社団法人日本経済団体連合会 副会長・サイバーセキュリティ委員長 日本電気株式会社特別顧問
太田 直樹	株式会社New Stories代表取締役
越塚 登	東京大学大学院教授
後藤 厚宏	情報セキュリティ大学院大学学長
齊藤 裕	独立行政法人情報処理推進機構 デジタルアーキテクチャ・デザインセンター センター長
下山 紗代子	一般社団法人リンクデータ代表理事 インフォ・ラウンジ株式会社取締役
庄司 昌彦	武蔵大学教授
手塚 悟	慶應義塾大学教授
富岡 秀夫	一般社団法人新経済連盟政策企画部長
村井 純	慶應義塾大学教授
渡部 俊也	東京大学未来ビジョン研究センター教授

(関係行政機関)

内閣官房デジタル市場競争本部事務局次長
 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局長
 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官
 内閣府知的財産戦略推進事務局長
 個人情報保護委員会事務局審議官
 総務省大臣官房総括審議官(情報通信担当)
 文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官
 経済産業省商務情報政策局長
 デジタル庁デジタル監
 デジタル庁デジタル審議官
 デジタル庁CA (Chief Architect)
 デジタル庁CTO (Chief Technology Officer)
 デジタル庁データ戦略統括
 デジタル庁統括官(デジタル社会共通機能担当)
 デジタル庁統括官(国民向けサービス担当)